

令和 6 年度 所定疾患施設療養費の算定状況

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	合計
人数	15	13	12	19	12	11	15	14	13	11	16	10	161
日数	93	82	102	134	101	89	107	104	89	85	109	55	1140

令和 7 年度 所定疾患施設療養費の算定状況

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	合計
人数	5	13	15	11	12	8	8	5	10	7	6	6	106
日数	33	82	84	44	78	46	55	37	70	44	34	39	646

①対象の入所者は次のいずれかに該当する者であること。

・肺炎の者 ・尿路感染症の者・帯状疱疹の者（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者に限る）

※入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

※同一の入所者について 1 月に 1 回、連続する 7 日を限度として算定する。

※緊急時施設療養費を算定した日は算定しない。

②診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

③請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

④当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。

公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、毎年度の当該加算の算定状況を報告すること。